



一般社団法人  
**全国銀行協会**



# 目 次

---

## 全銀協の果たすべき機能・役割

### 全銀協の活動

■適正な消費者取引の推進	2
■サステナビリティ・コンプライアンスの推進等	8
■決済システム等の企画運営	12
■銀行業務の円滑化、提言・意見発信	17

### 全銀協の組織

■全銀協 概要	20
■全銀協 会員一覧	21
■全銀協 委員会組織	22
■全銀協 事務局組織	23
■全銀協 関係法人・団体一覧	24
■全銀協の歴史	25

# 全銀協の果たすべき機能・役割

一般社団法人全国銀行協会（全銀協）は、銀行の健全な発展を通じてわが国経済の成長等に貢献することを目的に活動を行っており、日本の国内で活動している民間銀行のほとんどが加盟しています。

全銀協の果たすべき機能・役割は、業界団体としての銀行の発展に向けた活動にとどまらず、消費者保護に関する取組みや、サステナビリティに関する取組みの推進、経済活動に不可欠な決済インフラの運営など多岐に亘っています。

## 適正な消費者取引の推進

全銀協は、銀行とお客さまとの取引がより適正かつ健全に行われるよう、ルールの制定やトラブル解決のための活動を行っています。

- 消費者保護に関する対応
- 金融犯罪への対応
- 多重債務問題への対応



## 消費者

## サステナビリティ・コンプライアンスの推進等

全銀協は、企業市民としての銀行とともに持続可能な社会の実現に向けた活動およびコンプライアンスを推進しています。

- サステナビリティの取組みに関する推進
- コンプライアンスの推進
- 調査研究活動

## 銀行業務の円滑化、提言・意見発信

全銀協は、銀行業務および銀行事務の改善に関する調査・企画のほか、政策提言や情報発信を行っています。

- 銀行業務・事務の円滑化
- 税制改正要望
- 銀行界関連の法改正への対応



**JBA**  
JAPANESE  
BANKERS  
ASSOCIATION

全銀協

## 決済システム等の企画運営

全銀協は、経済活動の基盤である決済システム等を企画・運営しています。

- 全銀システム
- 手形交換制度
- 電子債権記録機関（でんさいネット）



# 全銀協の活動

全銀協は、わが国経済の成長と国民生活の繁栄に寄与することを目的に、「適正な消費者取引の推進」、「サステナビリティ・コンプライアンスの推進等」、「決済システム等の企画運営」、「銀行業務の円滑化、提言・意見発信」等の活動を行っています。

## 適正な消費者取引の推進

### 消費者保護に関する対応

#### 全国銀行協会相談室、あっせん委員会、銀行とりひき相談所

全銀協は、銀行界の共通の問題意識にもとづき、お客さまに安心して銀行との取引をしていただけるよう、銀行と消費者間の取引の公正性確保のためのルールの制定や、トラブルを防止・解決するための取組みを行っています。

全銀協は、銀行法および農林中央金庫法の規定にもとづいて国から指定を受けた指定紛争解決機関であり、「全国銀行協会相談室」を設置して、お客さまから銀行取引に関する相談や苦情を受け付けています。

具体的には、「銀行の問い合わせ先を教えてほしい」という照会、「銀行との取引で必要な本人確認書類はどういうものか」「振り込め詐欺などの被害にあった際の対応はどうしたらよいか」といった相談のほか、「本人の口座から代理人が入院費を払い戻したい」といった要望、そのほか銀行業務に関する苦情を受け付けています。

また、全国銀行協会相談室による苦情処理手続を経ても銀行との取引に係るトラブルが解決しない場合には、全銀協が設置する「あっせん委員会」をご利用いただけます。「あっせん委員会」は弁護士、消費者問題専門家、金融業務等に係る有識者等で構成される中立・公正な委員会です。「あっせん委員会」は、お客さまと銀行の双方から資料等の提出を受け、適格性の審査の結果、受理された場合には、双方から事情をお聞きし、解決の見込みがあると判断した場合には、あっせん(和解)案を提示します。

全銀協は、「全国銀行協会相談室」および「あっせん委員会」の業務が適正に行われるよう「苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程」を制定しています。

その他、全国銀行協会相談室は、経済的な事情等により住宅ローンやカードローン等の返済が困難となっているお客さま(個人)を対象に、カウンセラーによる「カウンセリングサービス」を実施するとともに、中小企業向け融資に関する相談窓口を設け、銀行からの融資に関する中小企業の方の相談・苦情を受け付けています。

このほか、各地の銀行協会でも「銀行とりひき相談所」※を設置して各種の相談等に応じています。

※銀行とりひき相談所を設置している銀行協会はP21参照。



## 被災者の債務整理に関する取組み

地震等の自然災害の影響を受けた場合、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、これらの債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する場合があります。こうした債務者への適切な支援を行うことは、自然災害からの着実な復興のために極めて重要です。

全銀協は、金融機関等関係団体の自主的自律的な準則である「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の策定に参加しています（P24「東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関」参照）。このガイドラインは、被災した個人や個人事業主の方が、法的な倒産手続きに頼ることなく、自助努力により生活や事業の再建ができるよう、債務整理を支援するための枠組みです。



## 消費者契約のあり方

銀行は多様化するお客さまのニーズに的確に対応するため、創意と工夫によりさまざまな金融商品・サービスの開発・提供に努めています。この業務展開に当たっては、トラブルを未然に防ぎ、市場の健全な発展を図っていくことが重要であり、なかでも、情報量等に格差のある消費者の方々との間では、より適正かつ健全な取引関係を構築していく必要があります。

このような観点から、全銀協は銀行と消費者との契約全般を対象とした「消費者との契約のあり方に関する留意事項」を制定しています。これは、銀行が適切な情報提供や契約内容の合理性・わかりやすさの確保等を進め、お客さまとの間でより対等な契約関係を構築していくための参考に資するものです。

## 金融犯罪への対応

全銀協はオレオレ詐欺等の特殊詐欺や、偽造・盗難キャッシュカード等による預金の不正な払戻し、マネー・ローンダーリングなどの金融犯罪に関して、金融庁や警察庁等と連携しつつ、各種対策を検討・実行しています。

## 金融犯罪防止啓発活動

金融犯罪については、手口の巧妙化・多様化により被害が絶えない状況となっており、また、銀行を利用した手口も依然として発生しています。

こうした状況を踏まえ、全銀協は、金融犯罪の被害を未然に防止するとともに、安心して金融サービスを利用していただくことを目的として、リーフレット・ポスター・動画等の作成や、インターネット広告の掲載等を通じて、金融犯罪に対する手口と防止策等の周知をしています。



## 預金の不正な払戻しへの対応

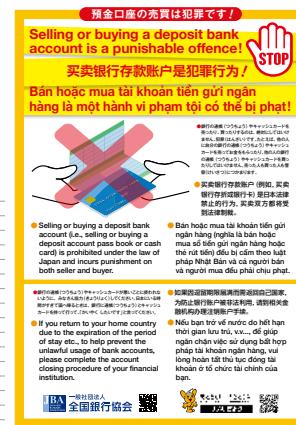
全銀協は、偽造・盗難キャッシュカードや盗難通帳、インターネット・バンキングによる預金の不正な払戻しが、預金の安全性を脅かしかねない重大な問題であると認識し、預金の信頼性確保および預金者保護の観点から、被害の未然防止に向けた周知活動や円滑な補償を行う等の対応に取り組んでいます。

具体的には、全銀協ウェブサイトで不正な払戻しの手口や対策等を周知したり、盗難通帳やインターネット・バンキングによる不正払戻しが発生した際ににおける補償の申し合わせや、インターネット・バンキングのセキュリティ向上の促進を行うなどの取組みを行っています。

そのほか、偽造・盗難キャッシュカード等による不正払戻し件数・金額などに関する会員向けアンケートを定期的に実施し、実態の把握に努めています。

## 口座の不正利用の防止

全銀協は、預金口座が特殊詐欺等の犯罪に悪用されないよう、関係機関と協力して、不正利用口座の開設抑止に取り組んでいます。また、預金口座の売買・譲渡・貸与は犯罪であることについて、リーフレット・ポスター・動画等の作成や、インターネット広告の掲載等を通じて啓発活動を行っています。



## マネー・ローンダリングおよび テロ資金供与対策

全銀協は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策(AML/CFT対策)について官民の連携を促進するため、関係当局と定期的に情報交換を行っています。また、銀行の AML/CFT 対策の取組みへのお客さまのご理解・ご協力を促すため、さまざまな媒体を通じて広報活動を実施しています。

また、全銀協は、AML/CFT業務の高度化・共同化を図ることを目的として、2023年に株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構(CAML、P24参照)を100%子会社として設立しました。同社は、2024年4月から金融機関のマネロン等対策に係る実務対応の高度化を図る業務高度化支援サービスを提供するとともに、2025年4月から、金融機関による取引モニタリングのAIによる分析を行うAIスコアリングサービスを提供しています。



## カード補償情報センター

全銀協は、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳やインターネット・バンキング等による不正な預金の払戻し等によるお客さまの被害について円滑な補償を行うため、「カード補償情報センター」を設置しています。

同センターは、お客さまの同意をもとに不正な預金の払戻し等の被害状況等に関する情報を登録し、会員金融機関からの照会に応じて提供しています。

## 多重債務問題への対応

複数業者からお金を借り、返済が困難になることを多重債務といいます。全銀協は、カウンセリングサービスの実施、多重債務防止啓発活動などを通じて、銀行界として多重債務問題の解決を推進しています。

## カウンセリングサービス

全国銀行協会相談室では、住宅ローンやカードローン等の返済にお困りの個人のお客さまを対象に、「カウンセリングサービス」を実施しています。

また、全銀協は、(公財)日本クレジットカウンセリング協会の運営費を支援する等、カウンセリングサービス事業の推進にも取り組んでいます。

### 全国銀行協会相談室:カウンセリングサービス

TEL 0570-017003 または 03-5252-3772

予約受付	月～金曜	午前9時～午後5時
相談日時	月曜・火曜・木曜 水曜・金曜	午前10時～12時 午後1時～5時 午前10時～12時 午後1時～7時

※祝日および銀行の休業日を除く

## 多重債務防止啓発活動

全銀協は、ポスター、各種メディア広告、ウェブサイトなどさまざまな媒体を通じて、広く一般の方にローン・クレジットカードの無理のない計画的な利用、借り過ぎや使い過ぎがないよう注意を呼びかける多重債務防止啓発活動を行っています。



## 全国銀行個人信用情報センター

全銀協は、金融機関等の個人向けローンやクレジットカード等に対する申込みの迅速な審査と適正与信を図るため、「全国銀行個人信用情報センター」を設置しています。

同センターの会員は、銀行等の金融機関、クレジットカード会社、保証会社等です。

同センターは、会員が登録する個人信用情報を蓄積し、会員からの照会に対してこの個人信用情報を提供しています。また、提携する信用情報機関である(株)シー・アイ・シーおよび(株)日本信用情報機構と一部の情報の相互交流を実施しています。各機関に登録された延滞等の情報の交流(CRIN)に加え、同センターに登録されたカードローン等の情報および他機関に登録された貸金業者の貸付情報の交流(IDEA)により、多重債務の抑止に貢献しています。

会員が同センターに情報を登録・利用する場合には、お客さまの同意を得ることとしています。また、登録された情報は、ご本人からのお申込みに応じて開示しています(有料)。

登録情報	
本人特定のための情報	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等
取引情報	ローン等の借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、完済等の事実を含む)
照会記録情報	会員がセンターを利用した日およびローン等の契約またはその申込みの内容等
官報情報	破産手続や民事再生の開始決定等
本人申告情報	本人確認書類の紛失・盗難・漏えい等の本人からの申告内容
貸付自粛情報	本人に浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることから、自らを自粛対象者とする旨の本人からの申告内容

## 広告表示の適正化に関する対応

### 全国銀行公正取引協議会

銀行が景品類の提供や金融商品・サービスの表示を不当に行うと、お客さまが適正な金融商品やサービスを選択できなくなるとともに、銀行間の公正な競争が行われなくなってしまいます。

このため、全国銀行公正取引協議会(P24参照)は、一般消費者による適正な金融商品・サービスの選択を可能にするとともに、銀行におけるお客さまの不当な誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として、いわゆる景品表示法の規定にもとづいて、業界の自主ルールである景品規約(銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約)と表示規約(銀行業における表示に関する公正競争規約)を制定し、運営しています。

全銀協は、同協議会から委嘱を受けて、同協議会の事務局を務めています。

## 個人情報保護の適正化に関する対応

### 全国銀行個人情報保護協議会

全国銀行個人情報保護協議会(P24参照)は、会員である銀行や銀行持株会社等における個人情報等の適正な取扱いを確保することを目的とした組織で、「個人情報の保護に関する法律」にもとづいて個人情報保護委員会から認定を受けた「認定個人情報保護団体」です。

同協議会は、個人情報の取得および利用、安全管理措置、開示等の手続等について会員が遵守すべき個人情報保護指針を定め、公表しているほか、会員に同指針を遵守させるため、必要に応じて勧告、指導その他の措置を行っています。

また、同協議会は、消費者等からの会員における個人情報の取扱いについての苦情・相談等を受け付けています。さらに、これら苦情等の解決促進を図るとともに、寄せられた事例等の傾向や件数について、会員に参考情報として提供して注意喚起する等により、さらなる個人情報の取扱いの適正化、お客さまへのサービスの改善等に資する取組みを行っています。

同協議会事務局の事務は、全銀協に委嘱されています。また、苦情・相談等の受付は、「全国銀行協会相談室」および各地の銀行協会が設置する「銀行とりひき相談所」が行っています。

# サステナビリティ・コンプライアンスの推進等

## サステナビリティの取組みに関する推進

### SDGsに関する取組み

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が採択され、国連に加盟するすべての国が2015年から2030年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言し、政府においても取組みが進められています。

日本の銀行界においても、中長期的な視点でSDGsに掲げられている課題に取り組むため、全銀協では、SDGsで掲げられている課題に対する取組みを決定し、PDCAサイクルによる定期的なフォローアップおよび必要な見直しを行なながら、銀行における各課題への取組みをサポートしています。

また、SDGsの銀行界の取組みについて対外的な発信を強化するとともに、会員銀行の自主的取組みの推進を一層支援すること等を目的として、毎年、「全銀協SDGsレポート」を作成・公表しています。  
(詳しくは、<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/sdgs/>をご参照ください。)

全銀協SDGsレポート  
2024-2025



### サステナビリティ課題への対応に関する取組み

#### 経営課題としてのサステナビリティ

近年、カーボンニュートラル（気候変動）、ネイチャーポジティブ（生物多様性）、人的資本経営など、サステナビリティに関する課題はますます多様化・複雑化しています。これらの課題は、もはや従来の社会貢献の枠を超え、企業経営や財務に直接的・間接的な影響を及ぼす重要な経営課題として認識されています。

多くの企業が、サステナビリティ課題を新たなビジネス機会やリスクと捉え、具体的な取組みや情報開示を進めています。こうした動きは、企業の持続的成長や社会的信頼の確保に不可欠な要素となっています。

このような状況の中で、銀行には金融・非金融の両面において、お客さまのサステナビリティ対応を支援する役割が期待されています。全銀協としても、国内外のサステナビリティに関する議論を継続的にフォローし、銀行界全体の取組みを促進するための施策や支援を展開しています。

#### カーボンニュートラル等の実現に向けた全銀協イニシアティブ

全銀協は、これまで進めてきた気候変動問題への取組施策の体系化を図るとともに、中長期的な視点に立って、カーボンニュートラルの実現に向けた銀行界の取組みをさらに強化するため、2021年12月、基本方針や重点的に取り組むべき分野を定めた「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定しました。2025年3月には初版の公表から3年が経過し、銀行界を取り巻く環境が変化したことを踏まえ、カーボンニュートラルに、ネイチャーポジティブ（生物多様性）やサーキュラーエコノミー（循環経済）の要素を統合的に考慮する取組みを追加するなど、大幅な見直しを実施しました。

全銀協は、本イニシアティブにもとづき金融・社会インフラとして銀行界に期待されている役割の発揮に取り組んでいくとともに、産業界・政府関係省庁とも連携し、産・官・金一体となって、わが国における2050年カーボンニュートラル／ネットゼロの実現に貢献していきます。

## 気候変動問題への取組み

全銀協は、法人のお客さまと銀行との円滑な対話（エンゲージメント）に資する環境を整備することを目的に、各種ツールを作成・公表して、銀行とお客様の対話の出発点となる情報やガイダンス等を整理・紹介しています。



また、全銀協は、法人のお客さまのより一層の理解醸成を促すとともに、円滑なエンゲージメントに貢献する観点から、全銀協ウェブサイト上に、気候変動問題に対する銀行界の取組み等を紹介する特設サイトを設置しています。この特設サイトでは、取組みの必要性や期待される役割等の解説のほか、近年注目が高まるトランジション・ファイナンス（脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則った温室効果ガス削減に関する企業の取組みを金融面から支援するファイナンス手法）に関する情報などを掲載しています。

（詳しくは、<https://www.zenginkyo.or.jp/climate-change/>をご参照ください。）

## 銀行業界における各種目標設定

全銀協は、経団連の「カーボンニュートラル行動計画」、「循環型社会形成自主行動計画」、「生物多様性宣言イニシアチブ」に参加しています。これらの取組みを通じて、温暖化対策・廃棄物対策・プラスティック関連・生物多様性保全に係る、銀行界の目標を設定しています。（詳しくは、<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/csr/environment/environment02/>をご参照ください。）

## 人権・ダイバーシティをめぐる動向

### ユニバーサルデザイン・バリアフリー推進活動

銀行は、あらゆるお客様が来店しやすく、利用しやすい銀行を目指して工夫を凝らしています。全銀協は、各行の「障がい者向け相談窓口」をウェブサイトで一覧にして公開するなど、銀行の活動を支援しています。また、耳の不自由な方などが、銀行店頭で希望される取引や手続を円滑に伝えるための「コミュニケーション支援用絵記号デザイン」やバリアフリーに関する銀行職員の理解促進のための「銀行におけるバリアフリーハンドブック」を作成しています。



## 高齢社会等への対応

全銀協は、高齢のお客さま（特に認知判断能力の低下した方）や代理の方と金融取引を行う際や、社会福祉関係機関等と連携する際の参考となるよう、「金融取引の代理等に関する考え方」および「銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を取りまとめています。

## 男女共同参画実現への取組み

銀行界においては、全ての従業員がパフォーマンスを最大限発揮できるよう女性の活躍推進を含む様々な施策・取組みを進めています。

全銀協では、毎年作成している「全銀協SDGsレポート」において、会員における女性活躍・男女共同参画に関する取組みの一部を紹介しています。

また、全銀協は、2025年7月に男女間賃金格差の解消に向けた銀行界のアクションプランを策定し、会員の取組みを支援しています。

## 子ども・若者の貧困への対応

現在、わが国では、約9人に1人の子どもが相対的貧困状態にあると言われています。全銀協では2019年度から子ども・若者の貧困問題に取り組むとともに、2021年12月には日本証券業協会とMOU（Memorandum of Understanding：基本合意書）を締結し同問題への対策における連携・協力を進めるなど、会員の取組みの気運を高める活動を実施しています。

具体的には、会員を対象とするセミナーの開催のほか、一般社団法人全国フードバンク推進協議会の協力のもと、全国のフードバンク団体のニーズに応じた物資支援活動（「物資支援プロジェクト」）などを実施しています。

2024年度の物資支援プロジェクトでは、全銀協会員30行・日証協会員21社、両協会事務局の合計53社が参加し、合計45のフードバンク団体に657箱分の物資を提供しました。



会員銀行向けセミナー



物資支援プロジェクトの支援物資（一部）

## 人権擁護への取組み

ビジネスを行ううえでの人権への配慮が世界中で問われている中、人権擁護への取組みは大変重要です。

全銀協では会員銀行の人権啓発を図るため、従来から、講演会の開催や人権標語の募集などに取り組んでいます。また、会員銀行に対し、人権に関する情報を定期的に提供し、会員銀行における人権啓発活動を支援することを目的として、動画、研修テキストや情報誌等の人権啓発教材を作成しています。



## コンプライアンスの推進

銀行は、金融サービス業の中核として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っており、各種法令やルールを厳格に遵守する等のコンプライアンスの確立は、銀行の健全性を確保するうえで非常に大切な課題です。

また、金融行政においても、金融システムの安定、利用者の保護等をさらに深化させるため、各銀行の自己責任と自助努力によるさまざまな課題への取組みが求められています。

このような銀行界をめぐる諸課題に対処するには、銀行が法令改正や制度変更等について的確かつ迅速に対応できる自律的な枠組みを整備・強化することが重要です。

全銀協は、このような枠組みの整備・強化をサポートするために、次のような活動を継続的に行っています。

### 「行動憲章」や各種ハンドブック等の制定等

- 銀行の基本的な行動規範を定めた「行動憲章」の制定
- 公務員等と接触する場合の留意点等を取りまとめた「公務員等との接触に関するコンプライアンス・ハンドブック」の作成※
- 銀行の独占禁止法に関するコンプライアンス・プログラム策定の指針としての「銀行の公正取引に関する手引」の作成※ 等

※各種ハンドブック等は、関係法令の改正等を踏まえ、適宜見直しを行っている。

### セミナー、講演会の企画・開催

- コンプライアンスの推進に役立つよう、毎年、関係当局の担当者や弁護士等を招いてセミナーや講演会を開催

## 調査研究活動

### 経済・金融の調査・研究

全銀協は、内外金融諸制度の分析・研究を行い、その成果をウェブサイトなどに掲載・公表しているほか、種々の金融統計や会員銀行の決算内容を取りまとめた「全国銀行財務諸表分析」を公表しています。

また、金融に関する理論、制度および法律問題について研究するため、経済学者等による「金融調査研究会」と法律学者による「金融法務研究会」を設置し、毎年さまざまなテーマについて研究を行い、その成果を報告書として公表しています。

### 全国銀行学術研究振興財団

公益財団法人全国銀行学術研究振興財団は、銀行界による社会貢献活動として、1992年3月、当時の全国銀行152行および東京銀行協会（現在は全銀協）が基金を出捐して設立した財団法人で、経済・金融およびこれに関する法制に係る学術の研究に対する助成、研究成果の刊行に対する助成および優れた成果をあげた研究者に対する表彰を行っており、2012年に公益財団法人になりました。

1992年の創設から2024年度までの間に、研究助成を1,446名の研究者に対して行いました。また、経済分野と法律分野の研究において優れた成果をあげた31名の研究者に対して「全国銀行学術研究振興財団賞」を贈呈しました。

# 決済システム等の企画運営

## 決済システム等の企画運営

全銀協は、銀行が参加する決済システム等の企画運営を行っています。

銀行は、現金で清算することが困難な、企業間あるいは企業と個人・政府等との間の債権・債務を清算するために、振込・振替、手形・小切手等の資金決済サービスを提供していますが、この資金決済サービスを支える基盤が銀行間の「決済システム」です。

わが国の決済システムとしては、最終的な資金決済を行う日本銀行の当座預金決済（日銀ネット）がありますが、全銀協および「一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）」が運営主体となっているものとして、振込・送金等を担う内国為替制度（全銀システム）、外国為替取引の円決済を担う外国為替円決済制度、および手形・小切手等の決済を担う手形交換制度の3つがあります。これらは、いずれも銀行が提供する資金決済サービスを効率的に行えるようにするための基盤であり、経済活動のインフラとして公共性の高いものといえます。

また、その他の経済活動のインフラとしては、各銀行が発行するキャッシュカードを用いた預金の引出し等に係るCD・ATMのオンライン提携（全国キャッシュサービス）やマルチペイメントネットワーク（MPN）、外国送金等の国際的なネットワークである「Swift」などがあります。

これらに加えて、全銀協が設立した法人が、短期金融市場におけるインターバンク取引の指標金利である「全銀協TIBOR」の算出・公表や、電子記録債権「でんさい」の記録・流通に関する事業を運営しており、貸出取引や企業間決済のインフラとしての役割を果たしています。

## 全国銀行データ通信システム（全銀システム）

企業間あるいは企業と個人・政府等との間の資金決済には、振込がよく利用されます。この振込などの国内の為替取引を銀行間で担うのが「全国銀行データ通信システム（全銀システム）」であり、全銀ネット（P24参照）が運営しています。

全銀システムは、1973年4月に発足したオンラインのデータ通信システムで、日本のほとんどの預金取扱金融機関が参加しており、2024年12月現在で1営業日平均約806万件、約15.8兆円の取引（年間約19.7億件、約3,889兆円）が行われるなど、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしています。

このように多額の資金決済を行う全銀システムは、センターを東京・大阪の2か所に設置するとともに回線を多重化すること等で、運営の安全性を確保しています。

為替取引によって生じる銀行間の資金決済は、1件1億円以上の取引は取引毎に、1億円未満の取引は受取額と支払額の差額をまとめて毎日決済しています。決済資金の不払いが発生しても為替取引に影響が出ないように、支払額から受取額を差し引いた「仕向超過額」の限度額をシステム上で管理するとともに、銀行からこれに見合った担保を受け入れることで、万が一の際にも対応できる体制を整備しています。

なお、2018年10月9日からは、モアタイムシステムの稼動により、全銀システムの24時間365日稼動が実現しています。また、2019年11月に稼動した第7次全銀システムにおいては、第6次全銀システムの機能・構成を継承しつつ、安全性・信頼性向上の観点から、収容能力・処理能力の増強、サイバーセキュリティ対策の強化や電力消費量の削減などを図っています。

全銀システムは、その規模や安全性において比類ないシステムとして、世界各国の関係者の間で「ZENGIN」の名称で広く知られています。



## 外国為替円決済制度

海外の企業や個人が日本国内へ円資金の送金を依頼した場合や、銀行間で外国為替の売買を行った場合において、銀行間の円資金の決済を集中的に行うための制度が「外国為替円決済制度」です。

同制度は、1980年10月に東京銀行協会（現在は全銀協）を運営主体に、支払指図を東京手形交換所で交換していましたが、1989年3月からは、支払指図の交換や決済を日本銀行に委託し、日銀ネットを利用したオンライン処理に移行しました。

その後、1998年には、国際基準に合致した決済リスク対策を導入して、支払指図1件毎に決済するRTGS（Real-Time Gross Settlement）モードを新設し、2002年5月には、CLS銀行※が本制度に参加して、CLS決済（多通貨同時決済）を開始しています。また、2008年10月には、それまでの時点ネット決済方式を、日本銀行の当座預金決済を利用した次世代RTGS（流動性節約機能付）に全面的に移行し、時点ネット決済方式やこれに伴う担保・流動性供給スキームを廃止しました。

※外貨売買に伴う時差リスク解消のための特別目的銀行（本店ニューヨーク）。

### 【外為円決済取引の流れと外国為替円決済制度（事例）】



## 手形交換制度

銀行には、企業を中心としたお客様から毎日大量の手形・小切手が持ち込まれます。

お互いの銀行が支払うべき手形類を相互に交換し、受取額と支払額の差額を日本銀行で一括して決済することで効率的な決済を実現する制度が「手形交換制度」です。

これまで、各金融機関は、手形類を全国各地の手形交換所に持ち寄って交換をしていましたが、全銀協は、業務効率化および災害等による影響の軽減を図る観点から、手形交換業務を電子化した「電子交換所」※による決済を2022年11月に開始しました。電子交換所では、手形類のイメージデータを金融機関間で送受信することで、手形類の相互交換および決済を完結させることにより、手形類の搬送が不要となりました。これに伴い、各地の手形交換所は廃止しています。

※手形・小切手機能の全面的な電子化の実現のため、2027年度初に電子交換所における手形・小切手の交換を廃止。

また、電子交換所は、手形等の健全な利用を確保するため、6か月間に2回、手形・小切手の不払い（不渡り）を起こした者について、その後2年間、参加銀行との当座預金取引や貸出取引を禁止する「取引停止処分制度」を運営しています。

### 【手形・小切手による決済】



## 全国キャッシュサービス (MICS)

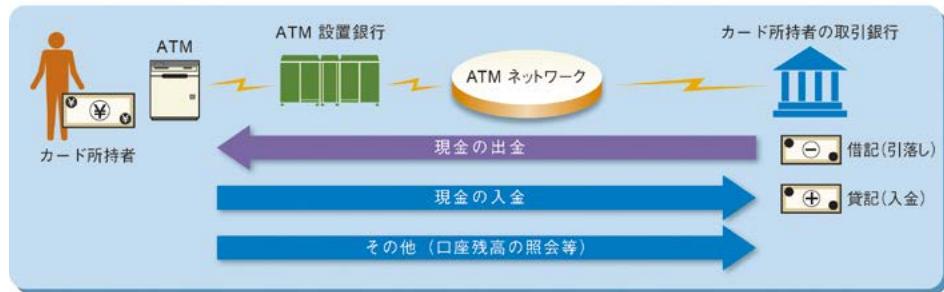
全国キャッシュサービス (Multi Integrated Cash Service) は、民間金融機関 (9業態) ※相互間のCD・ATMオンライン提携業務の円滑な運営を図ることを目的としています。

※都市銀行 (BANCS)、地方銀行 (ACS)、信託銀行 (SOCS)、SBI新生銀行・あおぞら銀行・商工中金 (LONGS)、第二地方銀行協会加盟行 (SCS)、信用金庫 (しんきんネットキャッシュサービス)、信用組合 (SANCS)、労働金庫 (ROCS) および系統農協・信漁連 (全国農協貯金ネットサービス)。

これにより、銀行等のキャッシュカードを持つお客様は、提携している全国のMICS加盟金融機関のCD・ATMを利用して、現金の引出し、残高照会のほか振込時の受取人の口座確認ができます。

全銀協は、このMICSの運営事務を受託しています。また、業態内のオンライン提携ネットワーク網であるBANCS、SOCSおよびLONGSの運営事務も受託しています。

### 【ATMによる現金取引】



## マルチペイメントネットワーク (MPN)

マルチペイメントネットワーク (MPN) が提供する「ペイジー (Pay-easy)」は、国税・地方税、公共料金、保険料やインターネットショッピングなどの各種料金を、インターネットバンキング (パソコン・スマートフォン)、ATMなどから「いつでも、どこでも、あんしん、かんたんに」支払えるようにする電子決済サービスです。

ペイジーは、金融機関が共同で構築・運営しているMPNを活用したサービスで、国内のほぼすべての金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協) が参加しています。2001年10月にサービスを開始し、2010年6月から全銀協はMPNを運営する日本マルチペイメントネットワーク運営機構 (P24参照) の事務局を担っています。

### 【ペイジーの概要】



## 全銀協TIBOR

全銀協TIBOR (タイボー:Tokyo InterBank Offered Rate) は、短期金融市場<sup>\*</sup>におけるインターバンク（銀行間）市場の取引の実勢を反映した金利指標です。「日本円TIBOR」という名称で全銀協TIBOR運営機関 (P24参照) が算出・公表しています。

\*一般に1年以内の資金取引を行う市場を短期金融市場と呼ぶ。この短期金融市場は、銀行などの金融機関を主な参加者とするインターバンク市場と一般の事業法人が参加できるオープン市場に区分される。

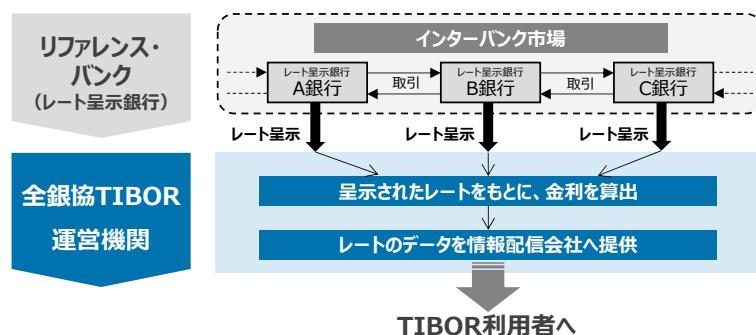
日本円TIBORは、主要な円金利指標の一つとして、金融機関による事業会社への貸出やデリバティブ取引などにおいて幅広く利用されています。

### 日本円TIBORの利用状況(2021年12月末時点)

	残高 / 想定元本	契約件数
貸出等	120.3兆円	29.1万件
デリバティブ取引	180.4兆円	4.7万件

日本円TIBORは、インターバンク市場で取引する銀行などの特定の金融機関（リファレンス・バンク）から集めたデータにもとづき、全銀協TIBOR運営機関が毎営業日算出し、公表しています。

### 【日本円TIBORの算出～公表の流れ(イメージ)】



全銀協TIBOR運営機関では、グローバルな金利指標改革の動向を踏まえ、これまで指標算出プロセスの明確化等を図ってきたほか、同指標が市場参加者において適切に利用されるよう、さらなる透明性・頑健性・信頼性向上に向けた取組みを継続しています。

## Swift

スイフト (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) は、銀行間の国際金融取引に係る事務処理の機械化、合理化および自動処理化を推進するため、参加銀行間の国際金融取引に関するメッセージをコンピュータと通信回線を利用して伝送するネットワークシステムです。

全銀協は、日本のスイフト参加金融機関の集まりである日本スイフトユーザーグループの事務局として、スイフトの諸サービスの促進および改善に関する参加金融機関の意見を集約し、スイフトに対し意見を述べているほか、参加金融機関向けのスイフト関連イニシアティブ等に関するセミナーの開催を支援し、スイフトと日本の参加金融機関との橋渡し役として活動しています。

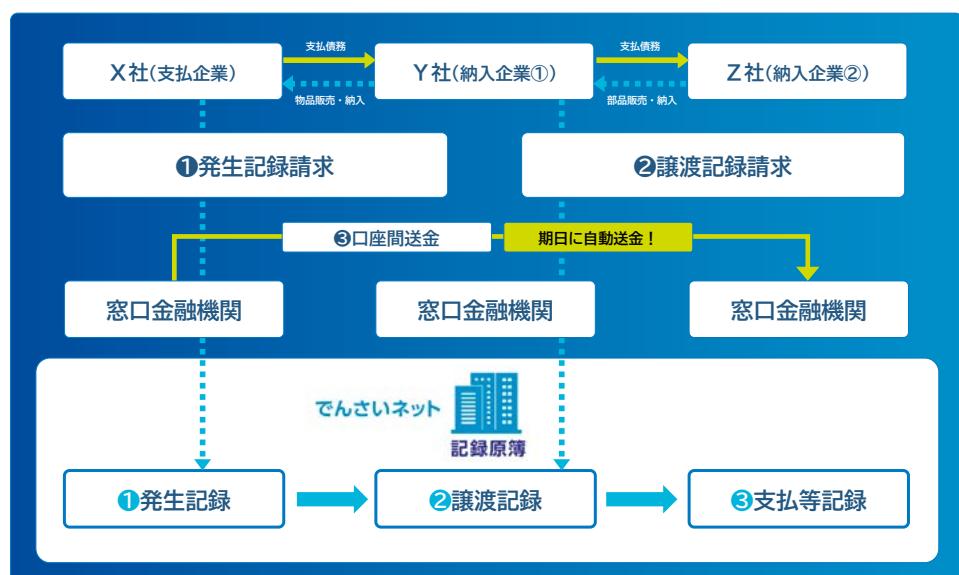
全銀協は、電子記録債権「でんさい」を全国的規模で記録・流通させる社会インフラとして、「株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）」（P24参照）を100%子会社として設立し、2013年2月からサービスを開始しています。

「でんさい」は、手形の事務手続や印紙税、保管・搬送等に悩まされてきた事業者や、支払手段を一本化して事務を効率化させたい、あるいは売掛債権を有効に活用したい事業者に、これらを解決する新たな決済手段として利用されています。

開業以降、様々な事業者に利用いただいており、2024年度には、利用者登録数が約52.3万社、手形の振出に当たる発生記録請求件数が約836万件となり、普及が進んでいます。

また、金融界は政府・産業界との連携を図りながら、2026年度末までの約束手形等の全面的な電子化の実現に向けて、電子的決済サービス（電子記録債権またはインターネット・バンキングによる振込）への移行を強力に推進していくこととしており、「でんさい」についても約束手形等と同等以上の商品性の確保、および普及促進に向けた取組みを積極的に推進しています。2024年11月にはインターネットバンキング契約がなくてもでんさいを利用でき、基本手数料が不要なサービス「でんさいライト」をリリースしました。

#### 【でんさいネットの取引イメージ】



# 銀行業務の円滑化、提言・意見発信

## 銀行業務の円滑化

銀行は公共性が高く、お客さまの大切な資金を取り扱う機関であることから、その業務・事務は極めて厳正に行われる必要があります。一方で、銀行の業務・事務は、業務規制の緩和、消費者保護制度の拡充、ITの進展、税制の改正等により大きな影響を受けるため、常に柔軟な対応が求められることとなります。

全銀協は、銀行の業務・事務が厳正かつ迅速に行われるとともに、さまざまな環境変化のもとでも充分な対応が図れるよう、下表のような分野において、各種のガイドライン・Q & A・留意事項・共通フォーマットの制定といった活動を行っています。また、そうした制定事項について整理・情報提供し、会員銀行における日常の実務処理の円滑化に役立てています。

業務分野	事務分野
<ul style="list-style-type: none"><li>● 業務運営体制のあり方</li><li>● インターネット・バンキング関係</li><li>● 災害時の業務対応</li><li>● コンプライアンスの推進</li><li>● 金融犯罪・防犯対策関係</li><li>● マナー・ローンダーリングおよびテロ資金供与対策</li><li>● キャッシュカードの安全対策</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各種規定・約定書等</li><li>● 事務取扱手続</li><li>● 手形交換関係</li><li>● 預金口座振替・振込代理事務関係</li><li>● データ・フォーマット等の標準化</li><li>● 税務</li><li>● 決済業務</li></ul>

## 決済高度化等を通じた取組み

### ZEDIの利用拡大

企業間における商取引に関する情報（請求書番号や支払通知発行日等）を総合振込のデータに添付できるようにしたプラットフォームである「全銀EDIシステム（ZEDI（ゼディ））」は、2018年12月に稼動し、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が運営しています。ZEDIにより、受取企業側における売掛金の回収確認（消込処理）の効率化や支払企業側における問い合わせ対応の負担軽減が実現され、経理業務の効率化につながります。

2024年4月に、全銀ネットは、請求書（インボイス）などの電子文書をネットワーク上でやりとりするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」に関するグローバルな標準仕様である「Peppol（ペポル）」をベースとしてデジタル庁が策定したデジタルインボイス標準仕様とともに、「DI-ZEDI」を制定しました。「DI-ZEDI」を利用することで、取引企業の業種や利用ソフト等を気にすることなく、請求・決済のデータ連携が可能となります。

### 税・公金収納の効率化

従来、個人や企業が税金等を納める場合には、紙の納付書を金融機関の窓口に持参して現金で支払う手段が多く用いられていました。全銀協は、こうした手続きを効率化することで、納付者・行政機関・金融機関の負担をなくす取組みを行っています。

2023年4月から、自動車税や固定資産税等のQRコード納付（スマートフォン等で納付書のQRコードを読み取ることで、いつでもどこでもキャッシュレスで納付できる仕組み）が実現し、2024年4月からは不動産取得税や個人事業税等、QR付与の対象税目が拡大しました。2026年9月には、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの地方公金についても、QRコードによる納付の取扱いが拡大される見込みです。全銀協は、今後もさらなる税・公金収納の効率化に向けて活動していきます。

## 業務継続計画(BCP)と災害対応

地震や風水害をはじめ、自然災害に見舞われることが多いわが国においては、業務継続計画(BCP)の策定とそのレベルアップのための継続的な取組みが欠かせません。銀行は、「金融」という重要な社会機能の維持に関わる事業者としての使命を果たすことができるよう、従来からこうした取組みを積極的に行ってています。

全銀協は、こうした銀行の取組みを支援し、銀行界全体の対応能力を向上させるために、ガイドラインの策定や業界横断の訓練の実施などの取組みを行っています。また、全銀協が事務局となっている短期金融市場BCP事業においても、定期的に訓練を実施しています。また被災時に情報確認ツール等を用いて適切な市場運営ができるよう努めています。

このほか、全銀協は、大規模災害の発生時に、被災された方々の状況に応じて、きめ細かく弾力的、迅速な対応を行う観点から、災害のため呈示期間が経過した手形の交換持出、決済および取引停止処分に係る特別措置について、電子交換所の参加銀行へ通知し、また被災地域のお客さまが個人信用情報の取扱いにおいて不利益を被ることがないよう、全国銀行個人信用情報センターの会員へ十分な留意を要請するなどの対応を行っています。

## 税制改正要望

国民が安心して豊かな生活を送るために、年金等の社会保障、水道や道路等のインフラ整備といった幅広い公的サービスが必要不可欠です。税金は、国・地方公共団体が公的サービスを提供するための主要な財源となるもので、税制とは、課税のための枠組みのことです。

国は、この税制をわが国の経済・社会を取り巻く環境変化に合ったものとするため、毎年度、必要な改正を行っており、近年は、国民の中長期的な資産形成、事業承継やスタートアップ支援等を税制面から支援することや、経済のグローバル化やデジタル化に伴う適切な税制を整備することを通じて、わが国の経済成長を促すことが重要な課題となっています。

全銀協は、この税制改正に合わせて要望を取りまとめ、その実現に向け、政府や関係政党に働きかけを行っています。

## 公的金融問題に関する提言

わが国においては、戦後の復興期に、郵便貯金・政策金融機関といった公的金融システムが一定の役割を果たしてきました。しかしながら、経済が成長し、民間金融機関や金融資本市場が発展したにもかかわらず、これが温存されたことから、公的金融部門の肥大化や「見えない国民負担」の拡大、金融資本市場への悪影響といった弊害が生じ、その改革が求められるようになりました。

全銀協は、郵便貯金事業については、郵便貯金の巨大な規模から生じる「金融システムの不安定性」や「金融市場の歪み」といった弊害を是正し、公正な競争を促すことによる公的部門から民間部門への資金還流を通じて、経済の健全な発展および国民の利便向上を図ること等が重要であるという観点から、銀行界の意見を表明しています。また、政策金融機関については、そのあり方や制度枠組みの不断の検討・見直しを行いながら、民間にできることは民間に委ね、政策金融の役割を必要最小限の規模と手法に限定することで、民業補完の徹底を図り、適正な競争関係を確保すること、またそれを前提とした民間金融機関との連携・協調が重要であるという観点から、意見を発信しています。

## 海外の金融規制や会計基準に対する意見発信

2008年の金融危機以降、銀行の健全性を強化し、金融システムの安定を図ること等を目的として、バーゼル3(新たな自己資本比率規制の枠組み)をはじめとした国際的レベルおよび各国・地域レベルでの金融規制改革が実施されています。

全銀協は、これらの金融規制改革の議論の状況をフォローするとともに、金融安定理事会(FSB)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、証券監督者国際機構IOSCOなどによる各種市中協議文書、国際会計基準審議会IASBの公開草案、各国・地域(米国、欧州、カナダ、シンガポール等)の金融規制案に対して意見発信を行っています。

また、意見発信に当たっては、各国(日本のほか、米国、欧州、カナダ、オーストラリア、南アフリカ等)の銀行協会が会員となっている国際銀行協会連合会IBFedなどの国際的な民間団体とも、必要に応じて連携しています。

## 銀行界関連の法改正への対応

わが国においては、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、国民経済の健全な発展に資することを目的として銀行の業務範囲等を定めた銀行法や、金融商品取引法、民法や消費者契約法、個人情報保護法など銀行界に関連する法令が多数存在します。

また、近年、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)の改正に伴う銀行の本人確認等に関する手続の変更や、マイナンバー制度の開始による銀行取引に際してのお客さまのマイナンバーの収集の開始のほか、相続時における預貯金の仮払い制度の創設や個人情報の越境移転規制の強化等による事務手続の変更など、法令の改正等により、銀行界でさまざまな変化が起きています。

全銀協は、こうした銀行界に関連する法令の改正に関し、銀行業務を円滑に遂行し、お客様に金融サービスを円滑に提供できるよう、政府への提言・意見発信を行うとともに、マスメディア等を通じ、お客様への周知活動を行っています。

## 中小企業等に対する積極的な金融仲介機能の発揮に向けた対応

中小企業・個人のお客さまに対して、一層の創意工夫、質の高い金融商品・サービスの提供を通じて、積極的な金融仲介機能を発揮することは、銀行の本来的な業務であり、社会的な責務もあります。

全銀協は、こうした業務を通じ、国民経済の健全な発展に貢献するため、銀行界の総意として共有すべき理念を「中小企業等に対する積極的な金融仲介機能の発揮に向けた行動指針」として制定しています。

また、全銀協は、中小企業等の経営者による個人保証(経営者保証)に関する自主的自立的な準則である「経営者保証に関するガイドライン」や、より迅速に中小企業者が事業再生等に取り組むための準則型私的整理手続を定める「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定に参加しています。これらの枠組みにより、中小企業者の維持・発展や事業再生等を後押ししています。

(詳しくは、<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/smooth/sme/>をご参照ください。)

# 全銀協の組織

全銀協は、国内で活動する銀行、銀行持株会社および各地の銀行協会を会員とする組織です。

## 全銀協 概要

### 事業

全銀協は、次のような事業を行っています。

- ① 金融経済および銀行経営についての調査研究
- ② 銀行業務および銀行事務の改善に関する調査企画
- ③ 各種決済制度に関する運営企画
- ④ 手形交換制度の整備改善
- ⑤ 相談業務に関する企画
- ⑥ 個人信用情報に係る業務の運営企画
- ⑦ 銀行の社会的機能等に関する広報 等

### 組織\*

全銀協の重要事項は総会、理事会で決定します。

役員は理事、監事で構成され、原則として正会員または銀行持株会社会員の代表者（頭取または社長）が就任しています。また、理事のなかから、会長、副会長が選任されています。

理事会の下には企画、公共、業務、市場国際、事務の5つの委員会が設置されており、各委員会の下には、必要に応じて検討部会が設置されています。

\*委員会組織についてはP22参照。  
事務局組織についてはP23参照。

### 運営方法

全銀協は、組織運営の透明性を高める観点から、会長・副会長がそれぞれ各委員会を担当して協会運営に参画する「集団運営体制」を導入しています。

### コンプライアンス体制

全銀協は、各委員会・検討部会における審議内容等を中心にコンプライアンスの観点からチェックするため、事務局に「コンプライアンス部」を設けるとともに、独占禁止法を専門とする弁護士を「特別顧問」として選任しています。こうした活動を通じて、会員のコンプライアンス・システムの強化と公正で透明な協会活動の確保に努めています。

また、全銀協は、銀行界の行動規範として「行動憲章」を策定しています。この憲章では、社会からの揺るぎない信頼の確立・維持を図っていくため、法令やルールの厳格な遵守等を掲げています。

## 正会員(112会員)

みずほ銀行	千葉銀行	池田泉州銀行	琉球銀行	京葉銀行	佐賀共栄銀行
三菱UFJ銀行	千葉興業銀行	南都銀行	沖縄銀行	東日本銀行	長崎銀行
三井住友銀行	きらぼし銀行	紀陽銀行	西日本シティ銀行	東京スター銀行	熊本銀行
りそな銀行	横浜銀行	但馬銀行	北九州銀行	神奈川銀行	豊和銀行
埼玉りそな銀行	第四北越銀行	鳥取銀行	三菱UFJ信託銀行	大光銀行	宮崎太陽銀行
セブン銀行	山梨中央銀行	山陰合同銀行	みずほ信託銀行	長野銀行	南日本銀行
北海道銀行	八十二銀行	中国銀行	三井住友信託銀行	富山第一銀行	沖縄海邦銀行
青森みちのく銀行	北陸銀行	広島銀行	野村信託銀行	福邦銀行	農林中央金庫
秋田銀行	富山銀行	山口銀行	SBI新生銀行	静岡中央銀行	
北都銀行	北國銀行	阿波銀行	あおぞら銀行	あいち銀行	
莊内銀行	福井銀行	百十四銀行	シティバンク、エヌ・エイ	名古屋銀行	
山形銀行	静岡銀行	伊予銀行	ジェーピー・モルガン・チェース・	みなし銀行	
岩手銀行	スルガ銀行	四国銀行	バンク・ナショナル・アソシエーション	島根銀行	
東北銀行	清水銀行	福岡銀行	北洋銀行	トマト銀行	
七十七銀行	大垣共立銀行	筑邦銀行	きらやか銀行	もみじ銀行	
東邦銀行	十六銀行	佐賀銀行	北日本銀行	西京銀行	
群馬銀行	三十三銀行	十八親和銀行	仙台銀行	徳島大正銀行	
足利銀行	百五銀行	肥後銀行	福島銀行	香川銀行	
常陽銀行	滋賀銀行	大分銀行	大東銀行	愛媛銀行	
筑波銀行	京都銀行	宮崎銀行	東和銀行	高知銀行	
武蔵野銀行	関西みらい銀行	鹿児島銀行	栃木銀行	福岡中央銀行	(金融機関共同コード順)

銀行持株会社会員(3会員) 三菱UFJフィナンシャル・グループ 三井住友トラストグループ みずほフィナンシャルグループ

## 準会員(77会員)

PayPay銀行	日本カストディ銀行	パキスタン・ナショナル銀行	メトロポリタン銀行
ソニー銀行	バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	コメリツ銀行	フィリピン・ナショナル・バンク
楽天銀行	香港上海銀行	インドステイト銀行	中国工商銀行
住信SBIネット銀行	スタンダード チャータード銀行	カナダロイヤル銀行	中國信託商業銀行
auじぶん銀行	バークレイズ銀行	SBJ銀行	インテーザ・サンパオロ
イオン銀行	クレディ・アグリコル銀行	ウリィ銀行	國民銀行
大和ネクスト銀行	ハナ銀行	アイエヌジーバンク エヌ・ヴィ	中国建設銀行
ローソン銀行	印度銀行	ナショナル・オーストラリア・バンク	ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行
みんなの銀行	兆豐國際商業銀行	リミテッド(銀行)	中国農業銀行
UI銀行	バンコック銀行	オーストラリア・ニュージーランド銀行	台新國際商業銀行
O 1銀行	バンクネガラインドネシア	オーストラリア・コモンウェルス銀行	玉山銀行
ニューヨークメロン信託銀行	ドイツ銀行	中國銀行	台灣中小企業銀行
日本マスタートラスト信託銀行	ブラジル銀行	ステート・ストリート銀行	ユーロクリア・バンク SA/NV
ステート・ストリート信託銀行	ユナイテッド・オーバーシーズ銀行	中小企業銀行	合作金庫商業銀行
SMBC信託銀行	ユービーエス・エイ・ジー	韓国産業銀行	ナティクシス
オリックス銀行	ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	彰化商業銀行	クリアストリーム・バンキング・エス・エー
GMOあおぞらネット銀行	オーバーシー・チャイニーズ銀行	ウェルズ・ファーゴ銀行	ソニーフィナンシャルグループ
農中信託銀行	ソシエテ・ジェネラル銀行	第一商業銀行	auフィナンシャルホールディングス
新生信託銀行	ユバーフアラブ・フランス連合銀行	台湾銀行	
日証金信託銀行	DBS銀行	交通銀行	(金融機関共同コード順)

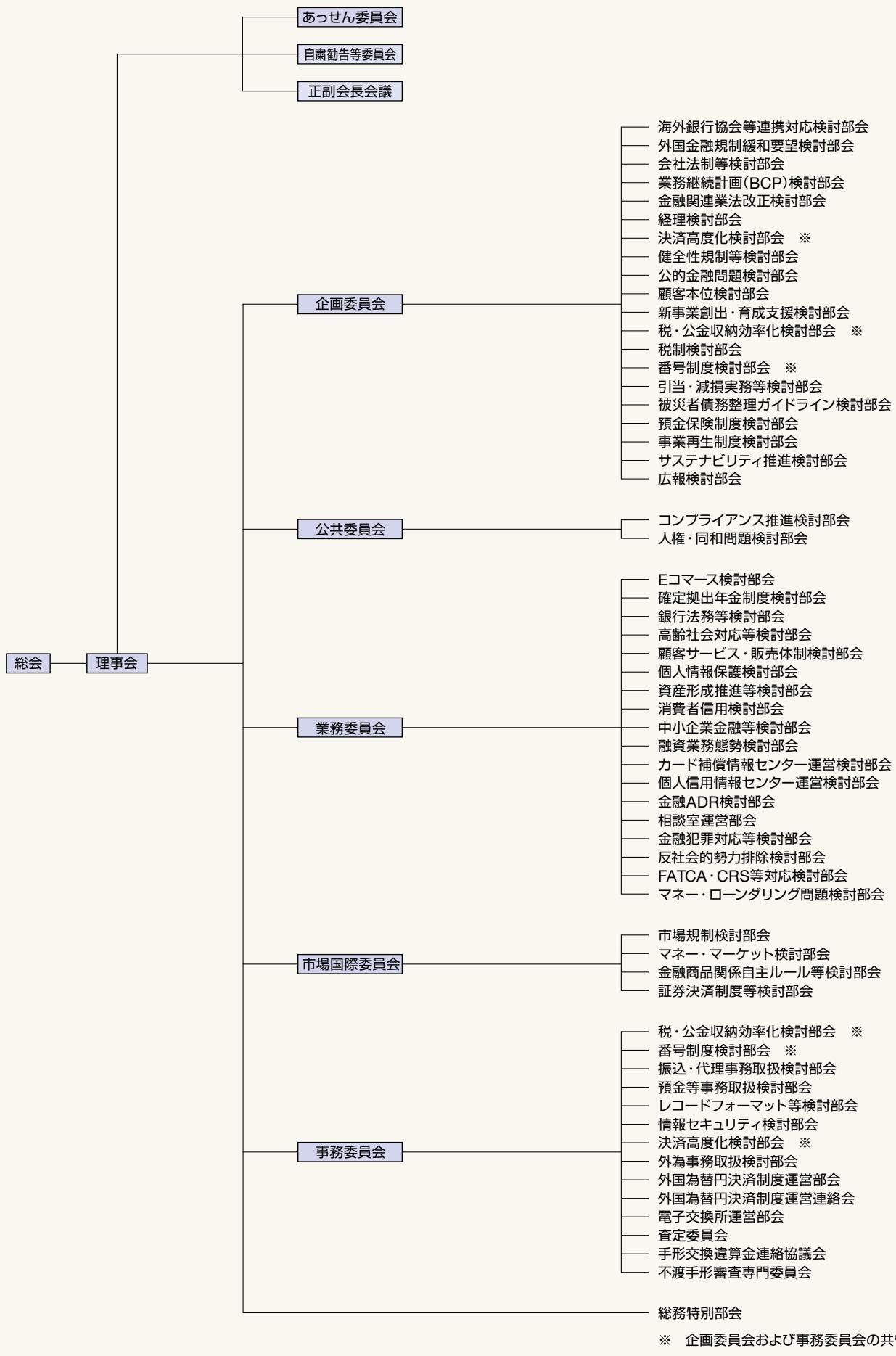
## 特別会員(49会員)

札幌銀行協会※	埼玉県銀行協会※	岐阜銀行協会※	鳥取県銀行協会	福岡銀行協会※
青森県銀行協会※	千葉県銀行協会※	大垣銀行協会	島根県銀行協会	久留米銀行協会※
岩手県銀行協会※	横浜銀行協会※	名古屋銀行協会※	岡山県銀行協会※	佐賀県銀行協会※
宮城県銀行協会※	新潟県銀行協会※	三重県銀行協会※	広島県銀行協会※	長崎銀行協会※
秋田県銀行協会※	山梨県銀行協会※	滋賀県銀行協会※	山口県銀行協会※	熊本県銀行協会※
山形県銀行協会※	長野県銀行協会※	京都銀行協会※	徳島県銀行協会※	大分県銀行協会※
福島県銀行協会※	静岡県銀行協会※	大阪銀行協会※	香川県銀行協会※	宮崎県銀行協会※
茨城県銀行協会※	富山県銀行協会※	神戸銀行協会※	愛媛県銀行協会※	鹿児島県銀行協会※
栃木県銀行協会※	石川県銀行協会※	奈良県銀行協会※	高知県銀行協会※	沖縄県銀行協会※
群馬県銀行協会※	福井県銀行協会※	和歌山銀行協会※	北九州銀行協会※	

※「銀行とりひき相談所」を設置している銀行協会

## 特例会員(1会員)

ゆうちょ銀行





関係法人・団体名	URL
全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)	<a href="https://www.densai.net">https://www.densai.net</a>
全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)	<a href="https://www.zengin-net.jp">https://www.zengin-net.jp</a>
マネー・ローンダーリング対策共同機構(CAML)	<a href="https://www.caml.co.jp">https://www.caml.co.jp</a>
全銀協TIBOR運営機関	<a href="https://www.jbatibor.or.jp">https://www.jbatibor.or.jp</a>
東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関	<a href="https://www.dgl.or.jp">https://www.dgl.or.jp</a>
日本マルチペイメントネットワーク運営機構	<a href="https://www.jammo.org">https://www.jammo.org</a>
ICキャッシュカード認定制度運営協議会	<a href="http://www.ictac.jp">http://www.ictac.jp</a>
全国銀行個人情報保護協議会	<a href="https://www.abpdpc.gr.jp">https://www.abpdpc.gr.jp</a>
全国銀行公正取引協議会	<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/bftc/">https://www.zenginkyo.or.jp/bftc/</a>
全国銀行学術研究振興財団	<a href="https://www.zenginzaidan.jp">https://www.zenginzaidan.jp</a>

明治	● 1877年 7月 2日	—— 銀行団体「押善会」創立
	1879年12月 1日	—— 大阪交換所設立
	1880年 9月 3日	—— 東京銀行集会所設立
	1887年12月 1日	—— 東京手形交換所設立(1891年3月 日本銀行の当座勘定による振替制度を採用)
	1894年 7月24日	—— 東京手形交換所不渡処分制度創設
	1897年 1月20日	—— 経済文庫(後の銀行図書館、現資料室)設置
	1899年11月 1日	—— 銀行俱楽部創立(2019年3月末廃止)
大正	● 1916年 9月25日	—— 東京銀行集会所新館落成
昭和	● 1945年 9月25日	—— 社団法人東京銀行協会(東銀協)設立(以降各地に銀行協会設立)
	9月28日	—— 全国銀行協会連合会設立
	1946年 1月 1日	—— 日本銀行から東銀協に東京手形交換所の経営を移管
	1947年 4月15日	—— 機関誌『金融』創刊(2016年3月号をもって刊行停止)
	1955年 4月 1日	—— 東銀協に金融相談所を設置(大阪、名古屋は1956年に設置)
	1957年 9月 2日	—— 銀行俱楽部再開(1942年以来閉鎖)
	1958年 6月25日	—— 新為替交換制度実施(各地銀行協会に為替交換室開設)
	1965年12月 2日	—— 銀行会館落成(東京手形交換所を日本橋から移転)
	1970年10月14日	—— 東銀協によろず相談所(現 全国銀行協会相談室)を設置(以降各地銀行協会にも設置)
	1971年 7月 7日	—— 東京手形交換所、立会交換方式を廃止してMICR方式による集中交換方式を実施
	1973年 1月22日	—— 東銀協に個人信用情報センターを設置
	4月 9日	—— 全国銀行データ通信システム(全銀システム)稼働(全国銀行内国為替制度発足)
	1979年 2月13日	—— 全国銀行内国為替制度に相互銀行、信用金庫、農林中金等が加盟(第2次全銀システム稼働)
	1980年10月24日	—— 外国為替円決済制度発足
	1981年 2月16日	—— 東京・大阪・名古屋個人信用情報センターの共同利用システム稼働
	1984年 8月13日	—— 全国銀行内国為替制度に信用組合、労働金庫、農業協同組合が加盟
	1986年 3月18日	—— 全国銀行公正取引協議会設立
	1987年11月16日	—— 全銀システム東京・大阪の2センター方式稼働
	1988年10月17日	—— 全国銀行個人信用情報センターを設置(各地銀行協会の個人信用情報センターを統合)
平成	● 1989年 2月 1日	—— 52の相互銀行、普通銀行に転換し各地銀行協会に加入 (その後、1991年4月までに16の相互銀行・信用金庫が普銀転換、各地銀行協会に加入)
	1992年 3月 3日	—— 財団法人全国銀行学術研究振興財団設立
	1993年10月 7日	—— 東京銀行協会ビルディング竣工
	1999年 4月20日	—— 全国銀行協会へ改組
	2002年 2月 1日	—— 全銀協認証局開局(2013年6月11日閉鎖)
	2005年 4月 1日	—— 全国銀行個人情報保護協議会業務開始
	2006年 2月10日	—— カード補償情報センター業務開始
	2008年10月 1日	—— あっせん委員会運営開始
	2010年 4月 1日	—— 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)設立(2010年10月1日事業開始)
	6月 8日	—— 株式会社全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)設立(2013年2月18日開業)
	10月 1日	—— 銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関業務開始 全国銀行協会相談室を設置(東銀協銀行とりひき相談所を発展的に解消)
	2011年 4月 1日	—— 一般社団法人全国銀行協会へ改組(全銀協と東銀協の業務を集約)
	2014年 4月 1日	—— 一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(JBATA)を設立(同日事業開始)
	2016年11月28日	—— 主たる事務所を銀行会館(東京都千代田区丸の内一丁目3番1号)から、朝日生命大手町ビル(東京都千代田区大手町二丁目6番1号)に仮移転
令和	● 2021年 2月15日	—— 主たる事務所を朝日生命大手町ビル(東京都千代田区大手町二丁目6番1号)から、銀行会館(東京都千代田区丸の内一丁目3番1号)に移転
	2022年11月 2日	—— 東京手形交換所の交換業務を終了
	11月 4日	—— 電子交換所の交換業務を開始
	2023年 1月 6日	—— 株式会社マネー・ローンダーリング対策共同機構(CAML)設立(2024年度から段階的に事業開始)

**JBA** 一般社団法人  
**全国銀行協会**

〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号  
TEL. 03-3216-3761(代)

<https://www.zenginkyo.or.jp/>

2026年1月発行

